

第6章 開発事業における環境配慮指針



千鳥ヶ池公園

第6章 開発事業における環境配慮指針

1 環境配慮の基本的考え方

古賀市のより良い環境づくりのためには、全ての主体が環境配慮行動に努める必要があります。また、より良い環境づくりのためには計画的な開発事業も必要となります。しかし、開発事業は、環境に対して大きな影響を与えることがあり、影響を受けた環境をもとどおりに回復することは、時間的、経費的に困難です。

古賀市では、今後も様々な開発事業が行われることが想定されるため、大規模事業については、環境影響評価法*や福岡県環境影響評価条例*などにより、適切な環境配慮を行うことが重要となります。

2 環境への配慮事項（事業種別）

対象とする開発事業の種類、国・県の環境影響評価制度対象事業との関係を以下に示します。

《対象とする開発事業の種類》

- ①住宅団地整備
(住宅団地の造成、住宅の建設 など)
- ②商業・業務施設整備
(商業・業務用施設の建設 など)
- ③工業施設整備
(工場・事業場の建設 など)
- ④農業基盤整備
(農用地の整備、農業用水路の整備 など)
- ⑤河川改修・水辺整備
(河川改修・護岸の整備、ため池整備 など)
- ⑥海岸部の整備
(埋立・浚渫、護岸・海岸整備、港湾施設の新設・改良 など)
- ⑦上下水道整備
(上下水道整備、水道供給施設の整備、下水終末処理施設の整備 など)
- ⑧交通基盤整備
(道路・鉄軌道の整備、トンネルの建設、橋梁の架設 など)
- ⑨野外レクリエーション施設整備
(公園整備、運動・野外レクリエーション施設整備 など)
- ⑩廃棄物処理施設整備
(廃棄物処理施設整備 など)
- ⑪土石の採取・鉱物の掘採
(土石の採取、鉱物の掘採 など)

表 1-12 国・県の環境影響評価制度対象事業と各種事業との関係

対象事業種類 (市内での実施が予想される 開発事業の種類)		環境影響評価法		福岡県環境影響評価 条例
		第 1 種事業(必ず環境 影響評価を行う)	第 2 種事業(環境影響評価 を行うか否かを個別に判断)	対象事業
①住宅団地整備				
	住宅団地造成、住宅建設	100ha 以上 (公団実施など)	75～100ha (公団実施など)	50ha 以上
②商業・業務施設用地				
	工場・業務用 施設建設など	流通業務 団地造成	100ha 以上	75～100ha
		その他		
③工業施設整備				
	工場・事業場 建設など	工業団地造成	100ha 以上	75～100ha
		工場・事業場		排水量 5 千 m ³ /日 又は 排出ガス量 15 万 m ³ 以上
	その他			
④農業基盤整備				
	農用地・農業用水路整備			
⑤河川改修・水辺整備				
	河川改修・護岸整備	湛水面積 100ha 以上の 堰	湛水面積 75～100ha の堰	湛水面積 50ha 以上の 堰
	ため池整備			
⑥海岸部の整備				
	港湾施設の new・改良	埋立・掘込面積 300ha 以上		埋立・掘込面積 150ha 以上
	埋立・浚渫	50ha 超	40～50ha	25ha 以上
	護岸・海岸整備			
⑦上下水道整備				
	上下水道整備 (配管など)			
	水道給水施設整備			
	下水終末処理施設整備			
⑧交通基盤整備				
	道路整備	《一般国道》 4 車線 10km 以上	《一般国道》 4 車線以上 7.5～10km	《道路》 4 車線 5km 以上
	林道整備	《大規模林道》 2 車線 20km 以上	《大規模林道》 2 車線以上 15～20km	《林道》 2 車線 10km 以上
	鉄道・軌道整備	10km 以上	7.5～10km	5km 以上
	トンネル建設、橋梁建設			
⑨野外レクリエーション施設整備				
	公園の整備	墓園		50ha 以上
		その他		
	運動・野外 レジャー 施設整備	ゴルフ場		30ha 以上
		その他運動・ レク施設		50ha 以上
⑩廃棄物処理施設整備				
	最終処分場整備	30ha 以上	25～30ha	15ha 以上
	その他			
⑪土石の採取、鉱物の掘採				
	土石の採取			50ha 以上
	鉱物の掘採			50ha 以上

3 保全すべき対象、法条例による規制条件（地域別）

第1次計画では、計画策定のための基礎調査として行った自然環境調査結果をもとに、自然環境面からみた古賀市のゾーニング図および環境に関連する地域指定と規制内容などから環境配慮指針の運用を行ってきました。その後、開発事業などで変化した、市内の自然環境について総合的な調査を行っていなかったため、現況の把握が十分ではありませんでした。

今後は、市内の自然環境について、総合的な調査を行い、現況の把握に努めるとともに、適切な運用が行われるようなシステムを検討します。また、保全すべき対象、地域が位置情報として取り扱えるよう、配慮指針の見直しを行います（P.58 A-③生物多様の保全に向けたガイドラインの作成 参照）。

地域別の環境特性をとりまとめる際に考慮すべき観点を以下に示します。

＜環境配慮指針に掲載する内容＞

- ①地域の概要（野外レクリエーション施設、教育施設、コミュニティ施設 など）
- ②自然環境（自然公園、保安林、天然記念物 など）
- ③生活環境（上水道給水施設、下水道整備区域 など）
- ④都市・歴史文化環境（都市公園、埋蔵文化財 など）
- ⑤重要自然環境ゾーン（自然環境価値の高い地域 など）

4 運用システム

開発事業における環境配慮を着実かつ効果的に進めていくためには、環境配慮指針を運用するための組織体制や具体的な手続を整備し、制度化する必要があります。

具体的な運用システムは、対象とする事業規模とともに今後検討していきますが、その基本的な考え方（イメージ）を図1-29に示します。

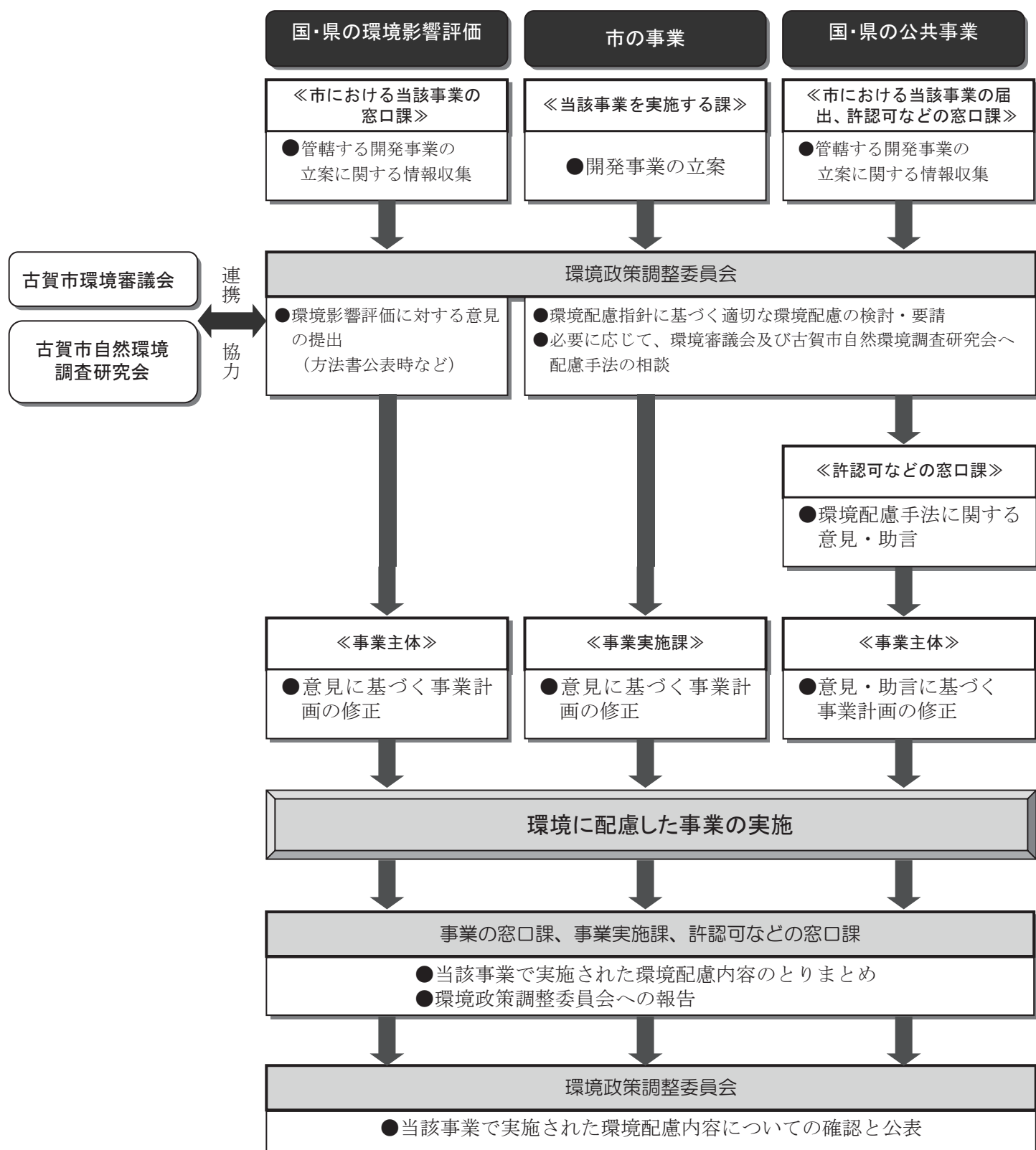


図 1-29 環境配慮指針の運用イメージ

